

太田市公告

地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の案について、農業経営基盤強化促進法（昭和５５年法律第６５号）第１９条第７項の規定により、下記のとおり公告し縦覧に供する。

令和７年２月１７日

太田市長 清水 聖義

１．縦覧期間

令和７年２月１７日から令和７年３月３日

２．縦覧時間

太田市の休日を定める条例（平成１７年太田市条例第２号）で定める市の休日を除く日の午前８時３０分から午後５時１５分まで（正午から午後１時までを除く。）

３．縦覧場所

太田市新田金井町２９番地
新田庁舎 農政部 農業政策課

４．意見書の提出について

計画の（案）に対する意見については、地域計画（案）についての意見書に記載の上、太田市農業政策課に提出してください。

なお、意見書の提出期限は縦覧期間満了の日までとします。